

## 茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスを指定感染症として定める政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染及び感染の拡大を防止するために、行政機関の必要により実施する検査以外に受検させるPCR検査又は抗原検査（以下「PCR検査等」という。）の実施経費について補助することにより、介護サービス事業所等の安定的な実施を促進し、介護サービスを継続的に受けられるようにすることを目的とする。

### (給付対象事業者)

第2 給付の対象となる者（以下「給付対象事業者」という。）は、本市内に事業所を有し、令和2年12月1日以降に利用者又は従業者に新型コロナウイルス感染者が発生し、又は感染が疑われる者であって、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス 介護保険法（平成11年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項から第11項および第115条の45第1項第1号イに定めるサービスを行う者。
- (2) 通所型サービスB 法第115条の45第1項第1号ロに定めるサービスのうち、有償・無償のボランティア等により提供される通所型サービスであって、住民主体で行われる事業を行う者。
- (3) 地域密着型（介護予防）サービス 法第8条第15項から第21項および第23項に定めるサービスを行う者。
- (4) 施設サービス 法第8条第22項および第27項から第29項に定めるサービスを行う者。
- (5) 街かどデイハウス 介護保険制度下で自立の高齢者に対し介護予防を図りつつ、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を続けられるよう既存施設を活用し、住民参加による柔軟できめ細かな介護予防及び地域支え合いに資する事業を行う者。

### (給付対象事業)

第3 給付の対象となる事業（以下「給付事業」という。）は、利用者又は従業者が新型コロナウイルスに感染し、又は感染が疑われる給付対象事業者が第1条に規定する目的を達成するために、給付事業利用者又は従業者（給付事業を運営する法人職員で給付事業従業者と接触した者を含む。）を対象として、PCR検査等を受検させる事業とする。ただし、行政機関の必要により実施するPCR検査等は除く。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

(1) 他の補助制度等により、補助を受けている場合（補助を受ける見込みの場合を含む。）

(2) 国、地方公共団体等が実施する事業により、PCR検査等を受検することができる場合。

(3) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団である場合。

(4) 代表者、役員または従業者が暴排条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合。

（給付金額等）

第4 給付金額は、予算の範囲内とし、PCR検査等1件につき、実際に支出した金額と2万円を比較して少ない方の額とし、1給付対象事業者当たり30件を上限とする。但し、同一の法人が同一の所在地において複数の給付対象事業所を運営している場合は、当該複数事業所を合わせて30件を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体等が実施する事業により、無償でPCR検査等を受けることができる者に係る費用は、給付金額の算定に含めないものとする。

（給付金の交付申請）

第5 給付金の交付を受けようとするものは、指定された期日までに、茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 給付対象経費計算書

(2) 領収書等費用支払いの実績が確認できるもの。

2 給付金の申請は、期間内であれば複数回行うことを可能とするが、1給付対象事業者当たり30件を超えて申請することはできない。

（給付金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについては、茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認めないものについては、茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該請求者に通知する。

（給付金の交付）

第7 市長は、第6の規定による交付決定の日から30日以内に当該請求者に給付金を交付する。

(立入検査)

第8 市長は給付金の執行の適正を期するため、その職員に、給付対象の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第9 給付金の交付を受けたものは、当該給付事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 給付金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第10 給付金の交付を受けたものは、当該給付事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該給付事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(給付の取消し等)

第11 市長は、給付金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第12 市長は、給付金の使用について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第13 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から実施し、令和2年12月23日から適用する。

（申請先）茨木市長

申請者  
所在地  
法人名  
代表者名

印

茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金交付申請書兼請求書

茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金を次のとおり申請します。また、交付決定後、助成金を以下の口座に振り込むよう請求します。

1 事業所名

2 交付申請及び請求額 円

3 添付書類

- (1) 給付対象経費計算書 別紙「給付対象計算書」のとおり
- (2) 根拠資料（領収書の写し等） 別添のとおり

4 備考

- 他の補助制度により補助を受けていません。
- 国、地方公共団体が実施する事業によりPCR検査等を受検していません。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（事業者支援）交付金は上限額まで交付を受けている（又は交付を受ける見込みの）ため、当該検査費用の助成を申請できません（しません）。
- 茨木市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団ではありません。
- 代表者、役員または従業者が茨木市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

5 振込口座

金融機関名		支店名	
科目	1 普通	2 当座	3 貯蓄
口座番号			
ふりがな			
口座名義			

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
法人名  
代表者名 様

茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金申請を審査の結果、下記のとおり決定します。

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 振込予定日 年 月 日

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
法人名  
代表者名 様

茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金申請を審査の結果、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、茨木市介護サービス事業所等PCR検査等費用助成金交付要綱第6の規定により通知します。

1 不交付の理由

年 月 日

茨木市長

